

2023年3月3日

阪神高速道路株式会社

共同研究説明書及び公募型共同研究応募要領等に対する質問回答書

| 共同研究名 : 新設鋼床版の疲労耐久性向上及び合理化に関する共同研究 | |
|---|---|
| 質問提出日:2023年2月27日 | |
| 質問回答日:2023年3月3日 | |
| 質 問 | 回 答 |
| 番号1 説明書10. (2) 特許の取得状況について、登録証の写し確認とございますが、登録証を取得していない場合は、当該特許の特許公報を提出することをご確認いただくか、特許庁の特許情報プラットフォームを用いて当該特許の登録状況を、経過情報照会画面の情報で確認いただくことは可能でしょうか。 | 番号1 登録証の写し確認について、登録証を取得していない場合は、当該特許の特許公報の写しもしくは特許庁の特許情報プラットフォームの当該特許の登録状況が判読できる経過情報照会画面情報の写しを企画書に添付してください。 |
| 番号2 「説明書12.ヒアリング」について、「出席者:研究責任者」と記載されていますが、研究責任者他、計4名での出席は可能でしょうか。 | 番号2 ヒアリングの出席者は研究責任者のみとお考えください。 |
| 番号3 本共同研究の申請にあたり、資本関係のあるグループ会社で各社が個別の企画書を提出する事は可能でしょうか。 | 番号3 資本関係のあるグループ会社で各社が個別の企画書を提出することはできないとお考えください。 なお、資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限については、阪神高速道路株式会社ホームページ (https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/files/190401_shihon-jinteki-kankei_3.pdf) も合わせてご確認ください。 |
| 番号4 説明書10. (4) 組織体制について「共同研究に実際に専従することのできる研究員も明記すること」とございますが、この場合の専従の要件についてご教示下さい。 | 番号4 「共同研究に実際に専従することのできる研究員」の専従の要件については、本共同研究の目的を十分達成するため専ら従事することとお考えください。 なお、明記する研究員について、他の手持ち業務への従事の有無は貴社にてご検討ください。 |